

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】住民課 戸籍・住基係

個人情報ファイルの名称	戸籍システム	
行政機関等の名称	函南町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	厚生部 住民課	
個人情報ファイルの利用目的	函南町内に本籍地を定めている人の戸籍情報及び戸籍届出情報の登録・管理	
記録項目	1 氏名、2 生年月日、3 性別、4 本籍地、5 筆頭者、6 附票、7 身分事項、8 戸籍届出情報	
記録範囲	函南町内に本籍がある人及び戸籍届出を函南町に提出した事件本人及び届出人	
記録情報の収集方法	本人または代理人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	他課、他の行政機関等	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 函南町役場 住民課	
	(所在地) 419-0192 静岡県田方郡函南町平井 717 番地の 13	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 6 年 1 月 24 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】住民課 戸籍・住基係

個人情報ファイルの名称	住基システム	
行政機関等の名称	函南町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	厚生部 住民課	
個人情報ファイルの利用目的	住民情報の登録及び管理	
記録項目	1 氏名、2 生年月日、3 性別、4 住所、5 世帯構成、6 続柄、6 本籍地、7 個人番号、8 行政区、9 保険情報、10 年金情報、11 児童手当情報、12 国籍（外国人のみ）、13 在留情報（外国人のみ）14 印鑑登録情報	
記録範囲	函南町に住民登録している人及び過去に住民登録をしていた人	
記録情報の収集方法	本人又は代理人、住民基本台帳システム（住民情報）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	他課、他の行政機関等	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）函南町役場 住民課 （所在地）419-0192 静岡県田方郡函南町平井 717 番地の 13	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 6 年 1 月 24 日

個人情報ファイルの名称	印鑑登録原票、副本	
行政機関等の名称	函南町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	厚生部 住民課	
個人情報ファイルの利用目的	印鑑登録及び管理	
記録項目	1 氏名、2 生年月日、3 性別、4 住所、5 印影、6 登録番号	
記録範囲	印鑑登録者	
記録情報の収集方法	本人、住民基本台帳システム（住民情報）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）函南町役場 住民課	
	（所在地）419-0192 静岡県田方郡函南町平井 717 番地の 13	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 6 年 1 月 24 日

個人情報ファイルの名称	閲覧用住民票	
行政機関等の名称	函南町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	厚生部 住民課	
個人情報ファイルの利用目的	住民票の提示	
記録項目	1 氏名、2 生年月日、3 性別、4 住所	
記録範囲	函南町民	
記録情報の収集方法	住民基本台帳システム（住民情報）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	閲覧申請者	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 函南町役場 住民課	
	(所在地) 419-0192 静岡県田方郡函南町平井 717 番地の 13	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 6 年 1 月 24 日

個人情報ファイルの名称	改製原住民票	
行政機関等の名称	函南町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	厚生部 住民課	
個人情報ファイルの利用目的	住民登録情報の登録及び管理	
記録項目	1 氏名、2 生年月日、3 性別、4 住所、5 世帯構成、6 続柄、6 本籍地、7 国籍（外国人のみ）、8 在留情報（外国人のみ）	
記録範囲	函南町に住民登録している人及び過去に住民登録をしていた人	
記録情報の収集方法	住民基本台帳システム（住民情報）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）函南町役場 住民課	
	（所在地）419-0192 静岡県田方郡函南町平井 717 番地の 13	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 6 年 1 月 24 日

個人情報ファイルの名称	戸籍簿、除籍簿、改製原戸籍簿	
行政機関等の名称	函南町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	厚生部 住民課	
個人情報ファイルの利用目的	函南町内に本籍地を定めている人の戸籍情報の管理	
記録項目	1 氏名、2 生年月日、3 本籍地、4 筆頭者、5 身分事項	
記録範囲	本籍人	
記録情報の収集方法	本人又は代理人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	無し	
記録情報の経常的提供先	無し	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 函南町役場 住民課	
	(所在地) 419-0192 静岡県田方郡函南町平井 717 番地の 13	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 6 年 1 月 24 日